



# 島根県報

令和3年1月5日(火)  
第 171 号  
(毎週火・金曜日発行)  
<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

生活保護法の規定による医療機関の指定	(地 域 福 祉 課)	2
生活保護法の規定による施術機関の指定	(       "       )	2
生活保護法の規定による指定医療機関の名称変更の届出	(       "       )	2
生活保護法の規定による指定医療機関の所在地変更の届出	(       "       )	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	(       "       )	3
生活保護法の規定による指定施術機関の事業廃止の届出	(       "       )	3
介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	(高 齢 者 福 祉 課)	3
公有水面埋立ての免許	(漁港漁場整備課)	3
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	(中 小 企 業 課)	5

**告 示****島根県告示第1号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和3年1月5日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
医療法人社団 牧野内科医院	出雲市西平田町57-1	令和2年11月1日

**島根県告示第2号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和3年1月5日

島根県知事 丸 山 達 也

施術者の氏名	施術所の名称	実施する事業	施術所の所在地	指定年月日
小野寺 左竜	訪問鍼灸治療 いぶき庵	はり・きゅう	出雲市渡橋町681-2-210	令和2年11月26日

**島根県告示第3号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の名称の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和3年1月5日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称		所在地	変更年月日
変更前	変更後		
ウォンツ薬局 益田日赤病院前店	ウェルネス薬局 益田日赤病院前店	益田市乙吉町イ102番地1	令和2年11月1日

**島根県告示第4号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の所在地の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和3年1月5日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所在地		変更年月日
	変更前	変更後	
こころ歯科	益田市遠田町326-2	益田市遠田町326-1	令和2年8月20日

## 島根県告示第5号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和3年1月5日

島根県知事 丸山達也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
医療法人尾添産科婦人科医院	出雲市大津新崎町四丁目46	令和2年11月25日
医療法人社団牧野内科医院	出雲市西平田町56番地1	令和2年11月1日
この眼科	鹿足郡津和野町森村口133-1	令和2年10月31日
益田地域医療センター医師会病院 飯浦出張所	益田市飯浦町イ985	令和2年11月1日
益田地域医療センター医師会病院 中西出張所	益田市白上町イ176-5	令和2年11月1日
瑞穂歯科クリニック	邑智郡邑南町下田所155	令和2年10月31日
あさくら薬局	出雲市姫原三丁目4-7	令和2年10月31日

## 島根県告示第6号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定施術機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和3年1月5日

島根県知事 丸山達也

施術者の氏名	施術所の名称	廃止する事業	施術所の所在地	廃止年月日
芝田 睦夫	森整骨院	柔道整復	大田市大田町イ261-3	令和2年11月20日

## 島根県告示第7号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

令和3年1月5日

島根県知事 丸山達也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
出雲市	居宅療養管理指導	出雲市立総合医療センター	出雲市灘分町613	令和3年1月1日
	介護予防居宅療養管理指導			

## 島根県告示第8号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立てを免許したので、同法第11条の規定により告示する。

令和3年1月5日

島根県知事 丸山達也

## 1 免許年月日

令和2年12月18日

## 2 免許受人

島根県松江市殿町1番地

島根県 代表者 島根県知事 丸山達也

## 3 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

## (1) 埋立区域

## ア 位置

## 区域A

島根県隠岐郡隠岐の島町西田曾久良319番8から同319番9に至る地先の公有水面

## 区域B

島根県隠岐郡隠岐の島町西田曾久良319番9地先の公有水面

## イ 区域

## 区域A

次の各地点を順次に結んだ線及びA1の地点とA3の地点を結ぶ平成30年の秋分の満潮位（C.D.L.+0.50メートル）における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域

A1の地点 西郷港防波堤南灯台（北緯36度12分00秒、東経133度19分58秒以下「原点」という）から252度54分24秒、2,284.44メートルの地点

A2の地点 A1の地点から118度55分19秒、3.73メートルの地点

A3の地点 A2の地点から200度39分13秒、1.51メートルの地点

## 区域B

次の各地点を順次に結んだ線及びB1の地点とB3の地点を結ぶ平成30年の秋分の満潮位（C.D.L.+0.50メートル）における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域

B1の地点 区域Aで定めた原点から253度06分31秒、2,290.66メートルの地点

B2の地点 B1の地点から127度51分26秒、3.98メートルの地点

B3の地点 B2の地点から301度26分48秒、2.08メートルの地点

## ウ 面積

区域A 2.79平方メートル

区域B 0.46平方メートル

合 計 3.25平方メートル

## (2) 埋立てに関する工事の施工区域

## ア 位置

島根県隠岐郡隠岐の島町西田曾久良317番1から同300番4に至る地先の県道敷、同319番2、同319番8、同319番9及び同319番9地先の国有海浜地内並びに同319番2から同319番9に至る地先の公有水面

## イ 区域

次の地点を順次結んだ線及びC7の地点とC1の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

C1の地点 区域Aで定めた原点から253度34分28秒、2,297.82メートルの地点

C2の地点 C1の地点から127度51分40秒、14.35メートルの地点

C3の地点 C2の地点から122度38分58秒、22.33メートルの地点

C4の地点 C3の地点から200度38分51秒、14.90メートルの地点

C5の地点 C4の地点から294度09分39秒、15.08メートルの地点

C6の地点 C5の地点から308度30分19秒、12.00メートルの地点

C7の地点 C6の地点から321度42分43秒、14.78メートルの地点

ウ 面積

592.47平方メートル

4 埋立地の用途

道路用地（道路敷及び道路護岸敷）

---

**島根県告示第9号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和3年1月5日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

シティパーク浜田 島根県浜田市相生町1391番地8

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

宮田建設工業株式会社 代表取締役 宮田 智裕 島根県浜田市朝日町91番地13

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所並びに代表者の氏名

(変更前) 株式会社イズミ外15

(変更後) 株式会社イズミ外16

入店：株式会社かみのや 島根県浜田市朝日町1431 代表取締役 天羽 貴彦

(4) 変更の年月日

令和2年12月15日

2 届出年月日

令和2年12月16日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

浜田市産業経済部商工労働課（浜田市殿町1番地）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。